

【案件】 「西原町立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針 (案)」について

【期間】 令和3年10月4日 (月) ～ 令和3年10月26日 (火) [23日間]

【方法】 オンライン、窓口、郵送、FAX、電子メール

【意見】 6件 (オンライン5件、郵送1件)

No	該当箇所 (タイトル等)	意見等	回答 (町の考え方)
1	はじめに	多様化する子ども・子育ての環境-とありその中の「町立幼稚園がこれまで担ってきた役割と抱えている課題-」とありますが、町立幼稚園が担ってきた役割とはどういったことなのかお聞きしたいです。	町立幼稚園では、小学校就学前の教育施設として、5歳児については原則希望者全員を受け入れるという方針のもと、環境を通した遊びの中で教育課程に基づく教育を実践し、小学校における学ぶ力の基礎となる部分を集団生活の中で育んできました。 また、町立小学校と隣接している立地を活かし、小学校との行事共催や学校施設の供用など、小学校への入学を見据えた取り組みを行ってきました。 さらに、特別な支援が必要な幼児についても、その受け皿となり、幼児の個性・特性に合わせた教育内容を提供し、全ての子どもたちが健やかに成長できる園環境を提供してきました。
2	第2章 教育・保育施設等の現状と課題 (4) 町立幼稚園に対する保護者ニーズ	特別支援児が療育施設の児童デイを利用した時に、デイ終了後は幼稚園では一旦外に出ると再度受入できないとのこと。デイ利用後は、保育園と同様、保育時間まで再度受入して欲しいです。デイ終了後は、まだ就労中で子供を迎えに行くのは困難です。	ご相談の再受入れについては、開園時間の中で随時の出入りを希望された場合、集団的な活動を中断したうえで個別対応しながら登園状況を管理することとなり、その他の園児の安全確保に支障を来す可能性がありますので、現時点では対応をお断りしています。 療育施設との往来・連携については、認定こども園へ移行後、公立園においては職員体制を含めて検討することとし、法人園については、運営法人と対応方法を調整していきます。
3	第4章 基本方針 (3) 移行に関するその他の方針 ④ 給食の提供	供給方法は (外部搬入・自園調理等) は、園ごとの事情に応じて対応します。公立園では、西原町学校給食共同調理場からの提供も含めて検討し、対応します。とありますが、既存の幼稚園施設に新たに調理室を設けるのでしょうか。または法人園も西原町学校給食共同調理場からの提供を行なってもらうことも可能なのでしょうか。	今回の移行計画では、既存の施設状態のままの移行を想定していますので、現時点では調理室の整備は予定していません。 移行をする全ての園で衛生管理・栄養管理が徹底された給食が提供されることとなりますが、現在の西原町学校給食共同調理場の設備では、適正に栄養価計算された3歳児向けの給食を提供することが困難な状況です。 具体的な提供方法については法人選定後の調整となりますが、公私連携園については、ケータリングなどの対応が想定されます。公立園については、引き続き、西原町学校給食共同調理場からの提供が可能か、対応を検討していきます。
4	第4章 基本方針 (4) 移行スケジュール	認可保育園に入れてないのでもいち早く始めてほしい	今回の移行計画は、幼児教育環境の充実や保護者ニーズへの対応に加え、待機児童の改善効果も期待できます。一方で、移行による影響等についても慎重に評価・検証を行っていく必要があると考えていますので、関係者等と調整しながら、順次取り組みを進めていきます。
5	第5章 基本方針の推進体制 (4) 幼児教育アドバイザー (仮称) の配置	幼児教育アドバイザー (仮称) が設置された場合。月または年に何回ほど、現場へ直接来園し指導等を行ってくれるのでしょうか。	巡回指導等の具体的な訪問回数については、幼児教育アドバイザー (仮称) の業務内容や実施体制などを含め、今後、詳細な検討を進めていきます。
6		幼児教育アドバイザー (仮称) はどんな人になるんですか。	幼児教育アドバイザー (仮称) については、町職員による配置を想定しており、経験年数や指導能力等を踏まえ適切な人員を検討していきます。